



交通事故防止を徹底するために!



詳しくはこちらをチェック!



安全運転管理者を選任していますか??

1 安全運転管理者の選任義務とは?

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠地(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として **安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

2 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数とは?

- 乗車定員が11人以上の自動車 **1台以上** ○ その他の自動車 **5台以上**
- ※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算
- ※ 運行管理者を置く自動車運送事業者の事業所、貨物自動車運送事業者の事業所を除く
- ※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合には20台を増すごとに1人の副安全運転管理者の選任が必要となります。

3 安全運転管理者等の要件とは?

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上 (副安全運転管理者が置かれてる場合は30歳以上)	20歳以上
自動車の運転の管理に関し2年以上の実務経験を有する者、等	自動車の運転の管理に関し1年以上の実務経験を有する者、等

4 安全運転管理者等の業務とは?

- 交通安全教育 ○ 運転者の状況把握 ○ 安全運転確保のための運行計画の作成
- 長距離、夜間運転時の交代要員の配置 ○ 異常気象時等の安全確保の措置
- 点呼等による飲酒、過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの確認と必要な指示
- 運転日誌の備え付けと記録 ○ 運転者に対する安全運転指導

5 安全運転管理者等の選任届出義務とは?

安全運転管理者を選任したときは、選任した日から15日以内に県公安委員会に届け出なければなりません。届出に関すること、安全運転管理者の制度に関してのご質問については、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署にお問い合わせをお願いします。

アルコール検知器の活用

ポイント

ドライブレコーダーの活用



飲酒の有無を確認するため、業務前後におけるアルコール検知器の活用や確認結果の記録を行い、飲酒運転の防止を徹底しましょう。



- 事故の正確な記録・証拠化
- 安全運転の意識向上
- 交通安全教育に活用